

高知県公衆浴場入浴料金審議会 議事録

○開催日時：令和5年9月4日（月） 午前10時から午前10時45分

○場 所：高知市丸ノ内2丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎 1階大会議室

○出席委員（敬称略）：6名

前田 和範、森田 健嗣、池永 彰美、市川 稔道、前田 梓、長山 義正

1 開 会

- ・司会より、委員9名中6名が出席しており審議会が成立していることを報告。

2 健康政策部長 挨拶（薬務衛生課長代読）

3 高知県公衆浴場入浴料金審議会長及び副会長の選任

4 議 事

（1）高知県公衆浴場入浴料金の価格に関する審議

- ・審議会条例第5条の規定により、会議の議長を会長が務める。
- ・事務局より諮問事項の入浴料金改定額及び審議会資料について説明。

【審 議】

- ・出席者発言要旨

（委 員）

- ・利用者に対し、料金が値上がりした場合の影響について、事前調査を行っているか。
例えば、値上がりした場合に利用回数を減らすかどうかなど、個別調査やアンケートなどで聞き取りしていたら教えてほしい。

（事 務 局）

- ・利用客への個別の聞き取りについては、利用者アンケートの最後の「現在の入浴料金についてどう思うか」という質問のみ。その結果、現在の大人料金400円が「ちょうど良い」「安い」というアンケートでの回答はいただいている。
- ・ただ、経営者への聞き取りでは、50円値上げすることにより、週5回来ていたのが週3、4回になったりということはあるのではないかと、という声は伺っている。

(委 員)

- ・利用者アンケートの自由記載欄に「旅行で立ち寄った」という記入があったようだが、地域住民ではなく他の地域からの利用客が立ち寄る割合などが示されたものはあるか。

(事 務 局)

- ・県外からの利用客の割合は調査内では聞けていないが、各施設にアンケートを依頼する際、「常連にしか頼めない」「一見さんいきなりアンケートを頼むことはできない」と仰っていたため、おそらくほとんどが常連客の回答と予想している。
- ・「旅行で立ち寄った」という記載は今回のアンケートでは1件のみ。経営者からは、時々遍路客や夜行バスの利用客が立ち寄る銭湯もある、と伺っている。

(委 員)

- ・消費者の立場としては14ページのアンケート結果から分かるように、銭湯は憩いの場になっているので、存続を前提にした話をするべきではと思っている。

(委 員)

- ・民生委員としては、交流の場、憩いの場であるということ、高齢者の利用が多いことから、サロンや安否確認の場のような、単身者も知り合いと話ができる場であると思う。料金の値上げはやむを得ず、ある程度利用者も納得しているのではないかと思うので、存続ということを考えていただきたい。

(事 務 局)

- ・存続については、利用客が来なくなれば存続できず、また経営者に無理がいても存続できない。利用客と経営者の両方のことを考えた時に、多少の値上がりはやむを得ないのでは、と判断し、今回の料金改定案を提出した。

(委 員)

- ・業界としては、利用客に負担をかけるのは心苦しく、できるだけ安い料金で楽しく利用してほしいと常に思っている。利用客のみに料金の負担をかけずに業界の維持をしていくには、やはり行政に今までとは違う援助や方法を考えてもらいたいし、他県の取組も調査し、報告してもらいたいと思っている。
- ・私事だが、25年前に親の跡を継いで銭湯をやり始めた。今は、客数、自分の健康状態、収入面でも限界に来ている。後継者もおらず限界状態ではあるが、やはりコミュニケーションの場、地域のある場所としてあった方がいいのではと思っているので、行政の方でも助けられるところは助けていただき、他県のことでも報告いただきたい。

(事務局)

- ・市によっては多少の補助金があることは把握しているが、経営者側から見れば十分ではないということは理解している。高知県と高知市では、昨年と今年、物価高騰対策として一般公衆浴場に補助金を交付した。引き続き、全国の状況も把握しながら支援を進めていきたい。

(会長)

- ・今までの質疑応答も含め、他にご意見は。事務局からも何かあれば。

(事務局)

- ・入浴料金について、事務局案に対し意見等があれば伺いたい。

(委員)

- ・資料にあるように、本来ならば入浴料金は600円ほど必要である。実際、スーパー銭湯の料金は800円や900円。ただ今回、事務局が提案した大人料金450円は、他県と比較して妥当な線ではないかと思う。

(会長)

- ・では、確認を行う。今回、事務局から説明のあった大人料金の値上げ、中人・小人料金の据置き、改定時期は令和5年10月1日ということ、また、大人料金は450円とすることを、当審議会として答申することとしてよろしいか。

【各委員、異議なし】

(会長)

- ・審議の結果、入浴料金の改定額及び改定時期が決定したので、このことについて、当審議会より高知県知事に答申を行う。答申書等については、事務局に作成させることとしてよろしいか。

【各委員、異議なし】

- ・諮問事項に対する審議終了。
- ・議事(2)その他については提案なしのため省略。

5 閉会